

2011. 12.

学術交流協定を利用した学生交流推進プログラム
Graduate Student Exchange Program based on the Academic Exchange Agreement

目的：大学間学術交流協定、部局間学術交流協定では、学生交流の細則を締結し、授業料不徴収の規定を適用している。本プログラムは、その授業料不徴収の規定を適用して受け入れる大学院生を雇用して滞在費を支援することで、交流協定を利用した学生交流を活性化させる。

対象：流体科学研究所の研究生として入学を希望するもののうち、学生交流細則の規定により授業料が不徴収となる資格を有する学術交流協定校に所属する大学院生。他の支援経費を受けている場合は対象としない。

支援内容：

1. 支援経費：a)東北大学の国際交流会館等が利用可能な場合 8万円/月（研究謝金）
b)東北大学の国際交流会館等が利用できない場合 10万円/月（研究謝金）
2. 支援期間：1ヶ月以上、原則6ヶ月以内
3. 支援人数：年間4名程度

申請および決定：

1. 学生の受入れ教員は、原則として受入れ開始の3ヶ月前までにプログラム申請書及び研究生入学願書、DEEPプログラム願書を国際交流推進室へ提出する。
2. 運営会議において審議のうえ採択を決定し、受入れ教員に通知する。
3. 審議においては、交流協定のもとで具体的な学生交流に関するMOU等を結ぶなど制度設計があるものを優先する。
4. 受入れ教員は、研究生入学手続きを進める。国際交流推進室は、入学手続きを支援する。
5. 学生は、プログラム終了後に報告書を提出する。

問合せ先：国際交流推進室

(内線 5303、E-mail：kokusai@ao.ifs.tohoku.ac.jp)